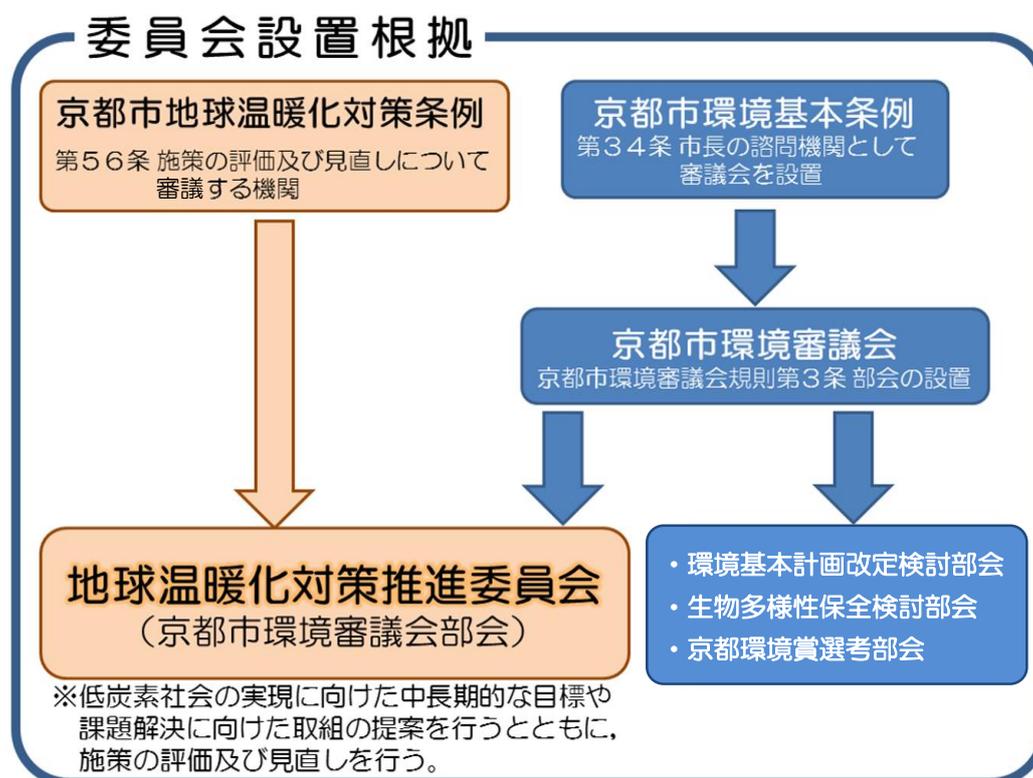


地球温暖化対策推進委員会について

1 設置根拠 (条文等は参考 1 参照)

地球温暖化対策推進委員会 (以下「委員会」という。) の設置根拠は以下のとおり。

- (1) 京都市環境基本条例第 34 条に基づく京都市環境審議会 (以下「審議会」という。) の規則第 3 条に規定する審議会の部会
- (2) 京都市地球温暖化対策条例 (以下「条例」という。) 第 56 条に規定する施策の実施状況の評価及び見直しを行うために意見を聴くもの。



2 委員会の設置目的 (設置要綱は参考 2 参照)

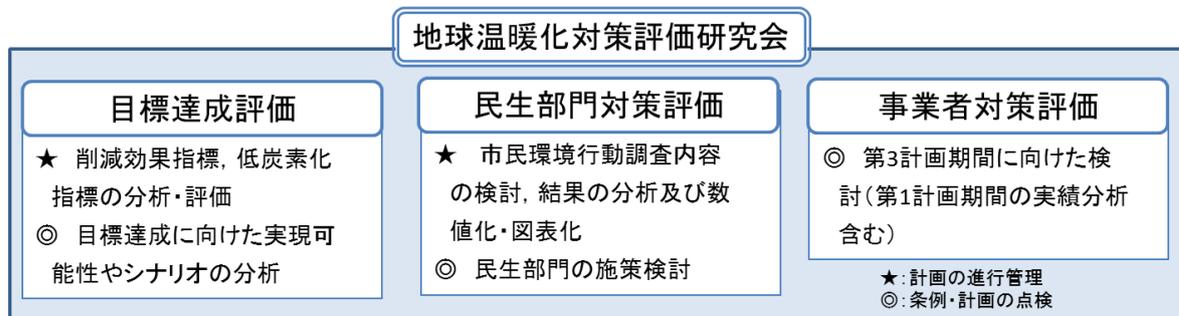
低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに条例第 56 条の規定による施策の評価及び見直しを行うため設置する。

3 地球温暖化対策評価研究会の設置

(1) 設置目的

有識者や環境 NPO などの知見によって、京都市の持つ様々な統計やデータを分析・整理し、地球温暖化対策推進委員会における審議の基礎資料等を作成する。

(2) 主な審議事項



4 その他の事項

(1) 委員の選任

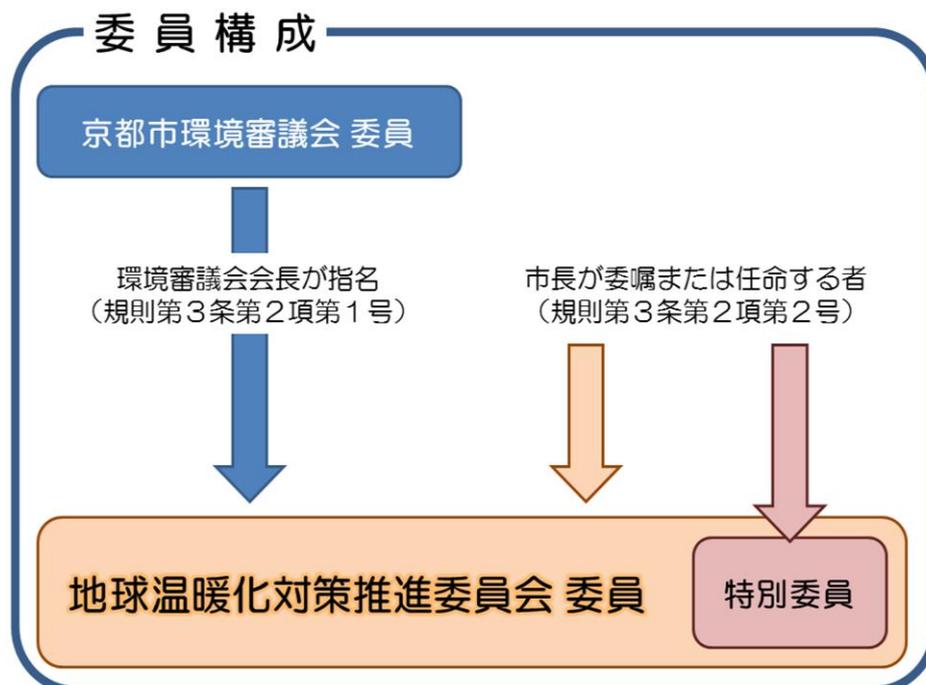
- ア 環境審議会会長が指名する環境審議会委員
- イ 市長が委嘱又は任命する委員
- ウ 市長が委嘱又は任命する特別委員

(2) 委員の任期

- ア 平成 29 年 6 月 30 日まで
- イ 委員は再任することができる。

(3) 委員会の運営

- ア 委員会は原則公開。
- イ 会議録は、原則、会議終了 2 週間を目途に作成し、委員の確認を得た後に公表。



京都市環境基本条例（抄）（平成 9 年 3 月 31 日，京都市条例第 92 号）

（審議会）

第 34 条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

京都市環境審議会規則（抄）（平成 6 年 5 月 19 日，京都市規則第 19 号）

（部会）

第 3 条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

京都市地球温暖化対策条例（抄）（平成 16 年 12 月 24 日，京都市条例第 26 号）

（施策の評価及び見直し）

第 56 条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第 1 項の評価及び第 2 項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

環境基本法（抄）（平成 5 年 11 月 19 日，法律第 91 号）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 44 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

地球温暖化対策推進委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 21 日 環境審議会決定

平成 26 年 1 月 22 日 環境審議会決定

(趣旨)

第 1 条 低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第 5 6 条の規定による施策の評価及び見直しを行うため、地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）第 9 号答申「新京都市環境管理計画の改定等について」に基づき、京都市環境審議会規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する審議会の部会として設置する。

(委員)

第 2 条 委員会の委員（以下「委員会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 規則第 3 条第 2 項第 1 号の規定により審議会の会長が指名する委員

(2) 学識経験のある者、市民代表、事業者団体、環境保全活動団体、関係行政機関の代表者その他市長が適当と認める者であって、規則第 3 条第 2 項第 2 号の規定により市長が委嘱し、または任命する者

(任期)

第 3 条 委員会委員の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号による委員会委員の任期は、指名の日から審議会委員の任期満了の日までとする。

(2) 前条第 2 号による委員会委員の任期は、委嘱又は任命の日から審議会委員の任期満了の日までとする。

2 補欠の委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会委員は、再任することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、(第 2 条第 1 号による委員会委員であって、) 規則第 3 条第 4 項の規定により会長が指名する部会長とする。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

(特別委員)

第5条 委員会には、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者、市民代表、事業者団体、環境保全活動団体、関係行政機関の代表者その他市長が適当と認める者であつて、規則第3条第2項第2号の規定により市長が委嘱し、または任命する者とする。

3 特別委員は、委員長の求めに応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 第3条第1項第2号、同条第2項及び第3項の規定は、特別委員に準用する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員会委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 委員長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 ワーキンググループごとに座長を置く。

4 座長は、委員長が指名する。

5 座長は、そのワーキンググループの事務を掌理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境政策局において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。